

# 交通・防犯グループ

交通・防犯グループの質問を始めます。

私たちのグループは、通学路や犯罪防止に向けた環境づくりについて、話し合いました。

このことについて、2つの質問をしたいと思います。

## 質問1 「安全・安心な通学の実現」について

1つ目の質問は、「安全・安心な通学の実現」についてです。

私は、登下校中に道幅が狭い通学路に自動車がスピードを落とさずに侵入してきて、怖い思いをしたことがあります。実際に、歩道と車道の区別がない場所で自動車をよけようとして側溝に落ちそうになった人や、ながらスマホをしている自転車や歩行者とぶつかりそうになるなど、危険な目にあっている人がいます。

報道によると、令和3年には、登下校中に事故に巻き込まれ、40人の児童がけがをしたそうです。また、県内の公立小学校の通学路には、交通事故の危険箇所が1、441箇所もあるらしく、道路の状況や自動車の交通量に応じた交通安全対策が必要だと思います。

そこで、私たちは子供たちが安全・安心に通学できるための取組を2つ提案します。

1つ目の提案として、標識を設置して、登校時間帯の通学路への自動車の進入を制限してはどうでしょうか。地域によってはすでに実施されていますが、自動車の通行が多い通学路や、小学校と中学校が隣接していて児童生徒数が多い地域などの実態を調査して、さらに取組を進めてもらいたいと思います。

また、2つ目の提案として、通学路にカラーコーンなどの移動式の障害物を設置して、登校時間帯のみ一時的に歩行者専用の空間を作ってはどうでしょうか。

具体的には、一時的に障害物を通学路の入口に設置して、物理的に車両が通行できなくする対策を講じてはどうでしょうか。住宅が多くて通行禁止が難しい地域などは、自動車がスピードを落とさないと通行できないように、自動車の幅ギリギリのところに障害物を置くなどの工夫をすればいいと思います。

障害物の設置と撤去には学校や近隣住民の理解や協力が必要になると思います

が、子供たちが自動車との事故を気にせず、安全・安心に通学するための方法として有効だと思います。

答弁（警察本部長）

まず、1つ目の御提案の登校時間帯の自動車の進入制限についてお答えします。

道路標識を設置して、車両の通行方法などを制限することを「交通規制」といい、この交通規制は、道路における交通の安全を図り、交通の流れをスムーズにすることなどを目的として行われます。

交通規制は、自動車の進入を制限する通行禁止のほか、一時停止や一方通行など様々であり、歩行者を守る横断歩道や歩行者用道路なども交通規制の一種となります。

登校時間帯の通学路における自動車通行禁止の交通規制は、通学中の児童を守るため効果の大きい対策です。実施に当たっては、通学時間帯に自動車の通行が多い、通学児童が多い、道路が狭いなど危険性がある、学校、地元からの要望があるなどの諸条件を考慮し、現場の道路形状や通行する車両の台数、通学する児童の人数などを調査し行います。

広島県内では、各市町が設定している通学路のうち、通学児童が多い区域を中心に、285区間で、自動車の通行禁止規制を行っています。

一方で、通行禁止規制を自動車側から見た場合、回り道をすることによって周辺道路で渋滞が発生したり、ドライバーに負担を強いるデメリットもあるため、交通規制を行う際は、そのメリットとデメリットを十分に比較、検討した上で慎重に判断する必要があります。

次に、2つ目の御提案である障害物の設置についてお答えします。

交通規制に加えて、道路上にポールや柵などの障害物、これを「物理的デバイス」と呼びますが、その「物理的デバイス」を設置して、安全・安心な通行空間の確保を図ることは、歩行者の安全対策として有効であると認識しています。

そこで、警察と道路管理者が連携して、最高速度30キロメートルの交通規制と物理的デバイスを適切に組み合わせることで、歩行者専用の空間の確保や自動車の速度を抑制し、交通安全の向上を図ろうとする区域である「ゾーン30プラス」の整備に向けた検討を進めています。

具体的には、福山市新涯地区において、道路にラバーポールを設置することにより、車道の幅を狭くすることや、横断歩道を10センチ程度高くし、ドライバーから歩行

者を見やすくすることにより、自動車にスピードを出させない取組が社会実験として行われたところであり、さらに、本年度は、安芸郡海田地区の海田東小学校正門前において、同様の取組が行われているところです。

通学路の交通実態に基づいた交通規制や、障害物などの物理的デバイスを設置するためには、学校や地元の皆様の御理解、御協力が必要であることから、地元の要望や効果検証の結果等を踏まえながら、道路管理者と連携して、児童が巻き込まれる交通事故の防止を図っていきたいと思います。

## 質問2 「犯罪防止に向けた環境づくり」について

2つ目の質問は、「犯罪防止に向けた環境づくり」についてです。私の住んでいる地域では、不審者の出没や車上荒らしなどが起きていて、治安が良くないと感じることがあります。不審者に遭遇して被害にあった人は、心に傷を負って、怖くて同じ道が通れなくなることも少なくありません。

アメリカの犯罪学者が提唱した「割れ窓理論」という考え方があります。割られた窓ガラスをそのままにしておくと、割られる窓ガラスが増えていき、いずれ街全体が荒廃してしまうというものです。軽微な犯罪もきちんと取り締まることによって、犯罪全体を抑止することができるということですが、つまり、犯罪をすることに抵抗感を与える環境を整えることが重要だと思えます。

そこで提案です。犯罪が起りにくくなるように、住宅地の暗い場所に防犯灯を設置したり、交番の数をもっと増やしてはどうでしょうか。明るい場所が多ければ人目が気になって犯罪がしにくくなると思うし、交番が近くにあれば犯罪の抑止効果が期待できます。

また、他県では、割れ窓理論をもとに、地域の落書きを消す活動が行われているので、私たちは登下校中や学習の一環としてゴミ拾いをしていきたいです。ゴミが落ちている状態が放置されていると、さらにポイ捨てされるようになり、少しくらいルールを破ってもいいのではないかという心理が生まれ、犯罪が起りやすくなると考えられているからです。ゴミ拾いをすることで、地域の美化を保つだけでなく、私たち一人一人が犯罪が起りにくい快適な環境づくりに貢献していきたいです。

答弁（警察本部長）

犯罪防止に向けた環境づくりにおいては、割れ窓理論にあるように、落書きやゴミの散乱を放置することで、治安環境が悪化し、犯罪の発生を招くこともあります。

ゴミ拾いをして地域の美化を保つことは、将来発生するおそれがある犯罪を未然に防ぐ効果があるほか、まち全体で犯罪を抑止する意識が高まるなど、大変すばらしい取組だと思えます。

犯罪の起こりにくい安全安心なまちづくりには、住宅街や通学路などの身近な場所の点検を行い、犯罪が発生するおそれのある環境の解消に向けた取組を進める必要があります。

そのために、住宅地の暗い場所に防犯灯を設置することは、犯罪を企てる者に、誰かに見られるかもしれないと意識させて、犯行を思いとどまらせるだけでなく、不審者を発見しやすく、夜間パトロールを効果的に行うことができるなど、犯罪を起こりにくくさせる効果が期待できるものと考えています。

県警察としましては、防犯灯や防犯カメラなどの設置が促進されるよう、町内会や関係機関と連携し、県民の皆様が安心して暮らせる生活環境の整備を推進していきます。

また、交番の数についてですが、広島県には、295の交番・駐在所があります。

子供議員の御提案のとおり、交番は、犯罪抑止のための大事な施設ですので、犯罪や交通事故の発生状況などを踏まえ、パトカーの台数や警察官の人数、周辺の交番等の設置状況や、落とし物の届出など地域住民の皆様の利便性を総合的に考えて整備し、県民の皆様の安全を守っていきます。